

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

令和元年(ワ)第2827号、令和3年(ワ)第447号

「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 こうすけ、まさひろ、こうぞう、ゆうた、ミコ、ココ

被告 国

原告意見陳述要旨

2022(令和4)年12月8日

福岡地方裁判所 第6民事部合議B係 御中

原告 ゆ う た

記

1 私は、これまでの意見陳述や尋問で、より多くの人々が幸せになる社会を願っていると述べてきました。

今でもその気持ち・志は変わることなく、むしろ日増しに強く願うようになっていきます。

性的指向は、自分の意志一つで変えられるものではありません。また、パートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、人として生きていく上での重大な脅威、障害です。

また、不利益があっても他の制度である程度解消されているなどとは到底言えません。私たちが求めているのは、生きていく上で安定した、平穏で、できるだけ不安の無い、一般的な、異性愛者や異性愛者のカップル・家族と平等な生活です。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

私自身は、同性愛者としてはとても恵まれた境遇に生きていると思っています。パートナーとともに、互いの家族とも交流を持ち、友人・知人の多くは私たちを応援・祝福してくれる人たちです。

2020年には熊本市のパートナーシップ宣誓制度にも申請し、宣誓書受領証もいただきました。パートナーとともに、遺言書も作成しています。

誰かに自己紹介するとき、性的指向を明かすかどうか、どのような反応が返ってくるかは、毎回博打です。どちらかが急に倒れた時、病院がパートナーへの病状の説明を拒否する可能性がある、ということを実感しておかなければなりません。

法制度がない。他の制度である程度何が解消されているのか。なぜ、同性愛者と同じ制度を利用できないのか。これは、不平等なのだと思います。

2 憲法が同性婚を禁止していないこと、むしろ同性婚の法制化が憲法によって要請されているといった考えが「十分に成り立ち得る」ことは、衆議院法制局が2021年2月に認めています。今の憲法のままでも、同性婚の法制化は実現できるのです。

ところが、政府は、想定していないと言ったり、我が国の家族のあり方の根幹にかかわると言ったり、慎重な検討を要すると言ったり、注視すると言ったり、まともに検討も議論もしようとしません。

それどころか、生産性がないと言ったり、今の憲法では難しいと言ったり、不勉強なのか無知なのか、同性婚の法制化を阻止しようとしているようにも受け取れる発言を、現役の政治家がすることもあります。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

同性婚の法制化を必要とする人がいて、それに理解を示す人がいなければ、この集団訴訟はあり得ません。報道各社の世論調査でも、同性婚に賛成する人が反対を上回っており、ますます賛成の人が増えています。

それでもまだ広く社会の理解が得られていないという人がいるなら、いつ理解が得られたことになり、その人たちはいつ、私たちを「ふうふ」、家族として受け入れてくれるのでしょうか。

また、異性愛者が大多数の社会で、この問題に無関心な人、何が問題なのか分からない人も多くいると思います。同性婚の法制化は、目に見える形で同性カップルが、同性カップルの家族が、認知されるようになる、社会の理解を増進するための、大きな助けになるはずです。

3 最後に、裁判所に望むことは、人を人として尊重する、当たり前の、同性婚の法制化が憲法によって要請されていることを踏まえた判決を出してもらうことです。立法府が無視できない、先送りしない、差別の再生産に加担しない、より多くの人々が幸せになるための一歩になるものであってほしいと願っています。

以 上